

厚生労働省に対し、派遣労働者への休業手当に関する助成措置の抜本的強化のための要請書を提出しました

当協会は、4月28日、厚生労働省に対して、別添のとおり、「派遣労働者への休業手当に関する助成措置の抜本的強化について」の要請書を提出しました。[\(要請書はこちら\)](#)

新型コロナウイルスの感染拡大に対応して、雇用調整助成金の特例措置が拡充されていますが、派遣会社が利用しようとしても要件を満たさないことも多く、一方で、派遣先が「休業は新型コロナウイルスによる不可抗力である」として、休業補償が行われない場合には、派遣会社が派遣労働者の休業手当を全額自社負担せざるを得ないと、会員企業から多くの声が寄せられていました。

このような実情を踏まえ、厚生労働省に対し、雇用調整助成金の特例措置のさらなる拡大など、派遣労働者への休業手当に関する助成措置の抜本的強化のための要請書を提出したものです。

要請書では、現状の問題点を説明した後、次の4つの対応策を提案しています。

- 1 派遣先が派遣元に支払う休業補償に対して、国が直接、助成の対象とすること。
(派遣先が、自ら直接雇用する労働者の休業だけでなく、派遣労働者の休業についても負担をする場合に、国が派遣先を助成する仕組み。これにより、派遣元は休業手当の原資を派遣先から得ることができる。)
- 2 派遣元は、特例措置として、生産指標要件等を派遣元事業所単位ではなく、派遣先ごとに判断して、雇用調整助成金を申請・受給できることとする。
(これにより、派遣元は、個々の派遣先の実情に応じて、適切に休業手当を支給できる。)
- 3 派遣元は、特例措置として、派遣先が休業して雇用調整助成金を申請・受給する場合は、派遣元の生産指標等にかかわらず、当該派遣先で就業する派遣労働者の休業について、雇用調整助成金を申請・受給することができる。
(これにより、派遣労働者も派遣先の労働者と同じように雇用調整助成金の保護を受けられる。)
- 4 4月25日に発表された中小企業に対する雇用調整助成金の特例措置について、一定の条件を満たした派遣元も利用できるようにする。

当協会は、今回の要請の実現に向けて尽力しますので、多くの皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362